

## 2009年度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず      今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：10項目    ○-B：9項目    △-B：7項目    △-C：0項目    ×-B：4項目    ×-C：2項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>I. 総合経済・産業政策</b></p> <p><b>1. 雇用の安定・創出にむけて以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 関係機関と連携し、雇用維持・非正規労働者の雇用継続や雇い入れなどに関する各種助成金・奨励金制度などの周知と、相談窓口対応の強化、申請手続きの簡素化、給付の迅速化をはかること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>世界的な金融危機の影響をうけ、昨年秋以降多くの企業が生産調整や雇用調整など余儀なくされている。職種によっては在庫調整が進み、生産活動がやや持ち直しつつあるとの見方があるものの、雇用情勢など全体的には依然として厳しい状況が続くと見られている。</p> <p>(1) 緊急雇用対策として“雇用調整助成金の拡充（支給要件の緩和・助成率上乘せ、残業削減雇用維持奨励金、中小企業緊急雇用安定助成金など）や離職者住宅支援給付、就職安定資金融資”などが、昨年末以降段階的に</p>	<p><b>産業労働部 勤労者福祉課</b></p> <p>各種助成金・奨励金制度については、埼玉労働局と連携し周知に努めております。</p> <p>埼玉労働局によれば、国では、急増する雇用調整助成金等の申請に対応するため、支給要件の簡素化を図り、助成金支給申請アドバイザーなどの増員（埼玉労働局及びハローワークに62人）を図るとともに、ハローワーク内及び労働局内からの応援体制をとり、窓口での相談、審査、受理体制の整備に努め、支給申請後1回目の申請については、従来3か月程度が2か月以内に、2回目の以降の申請については、従来2か月程度が1か月以内に支給することを目標にしていると聞いております。</p> <p>県としては、引き続き埼玉労働局等関係機関と連携し、雇用維持・非正規労働者の雇用継続や雇い入れなどに関する各種助成金・奨励金制度などの周知を図るとともに、「埼玉緊急雇用対策本部」の会議をはじめ、あらゆる機会を通じて、さらなる相談窓</p>	<p>×-C</p> <p>県の取り組みが関係機関との連携や要請に止まっており、今後は労働局への要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>実行（補正予算）されているが、制度の周知が不十分、制度内容が複雑、手続きが難しい、給付処理に時間がかかる、などが指摘されている。</p> <p>県は、埼玉労働局と連携して昨年12月に「埼玉緊急雇用対策会議」を設置したが、依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、県としての諸施策実行と合わせて、雇用の維持・労働移動等に関わる各種支援制度の周知および活用促進にむけた課題への対応など、関係機関と連携した取り組みの強化が求められる。</p> <p>また、危惧される中小企業の資金繰りなどについて、県は中小企業制度融資事業を拡充したが、関係機関への要請など円滑な金融対応にむけた取り組みの強化が望まれる。</p> <p><b>（２）ふるさと雇用再生基金、緊急雇用創出基金等の有効活用により、介護・医療・福祉分野などの雇用確保や、失業中の派遣労働者など非正規労働者に対する雇用が提供できるよう、効果的な事業を早期に実施すること。</b></p> <p><b>また、県の特色を活かした観光や農業・林業（山や川の再生）などの事業における雇用創出をはかること</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>国の第2次補正予算における3年間の基金事業として、ふるさと雇用再生基金では、介護分野への雇用確保や職場復帰を希望する看護師の正規雇用化など、人手不足といわれる分野での雇用創出が計画され、緊急雇用創出基金では、失業中の非正規労働者などに対する臨時的雇用創出が計画されているが、早期に実行し厳しい雇用情勢下での着実な雇用創出にむけた対応が求められる。尚、各市町村の緊急雇用創出事業においては、雇用期間（原則6ヶ月）や住まいの問題などから、応募が少ないなどの課題も出されている。県は各事業の進捗や実績など検証し、必要な対応策を講じて実効ある事業となるよう期待がされる。</p>	<p>口対応の強化、申請手続きの簡素化、給付の迅速化を要請してまいります。</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b></p> <p>現在、県及び市町村において、ふるさと雇用再生基金、緊急雇用創出基金を活用し、失業者に対する雇用機会の創出に努めております。</p> <p>特に、介護・医療・福祉分野などを重点分野として位置づけ、人手不足の現場に失業者を誘導しミスマッチの解消を図るため、各担当部局において、雇用創出効果の高い事業を実施しております。</p> <p>国の制度改正により、緊急雇用創出基金事業の一環として、介護・医療などに対象分野を限定した「重点分野雇用創造事業」が創設されたことから、平成22年度は、今年度からの継続事業に加え新たな事業も掘り起こし、より一層、同分野の雇用拡大に努めてまいります。</p> <p>雇用基金事業は、平成23年度まで実施することとなっておりますが、厳しい雇用情勢の中、引き続き、できるだけ前倒しで執行してまいります。</p> <p><b>福祉部 介護保険課</b></p> <p>平成21年4月から、ふるさと雇用再生基金を活用し、介護業務の資格を持っていないが介護の現場で働く意欲のある人を、介護施設が介護職員として雇用して実務研修等を実施する「介護サ</p>	<p>○－A</p> <p>関係各課において、基金の趣旨にもとづき取り組んでいると判断する。今後は事業の進捗を確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>また、県の特色を活かした川や緑の再生にむけた事業においても、雇用創出をはかり、より一層の進展が望まれる。</p>	<p>ービス体制強化・充実対策事業」を埼玉県社会福祉協議会に委託して実施しています。</p> <p><b>保健医療部 医療整備課</b></p> <p>ふるさと雇用再生基金を活用して、離職後ブランクのある看護職員の復職と病院の人材確保を支援する事業を実施しています。</p> <p>この事業では、復職を希望する看護職員とブランクのある看護職員を雇用したい病院を募集し、マッチングを行います。</p> <p>再就職が決まると、復職者を雇用した病院で最大3か月の研修期間を設定し、最新の医療知識や看護技術を学び直してもらいますので、安心して復職ができ、自信を持って働き続けることができます。</p> <p>県は、基金を活用して、病院が雇用した復職者の研修期間中の給与相当額（3か月で最高75万円）を研修委託料として負担することにより、復職者と病院の双方を支援します。</p> <p>平成21年5月12日から募集を開始し、2月末までに58人（助産師1人、看護師50人、准看護師7人）が職場復帰しております。</p> <p>引き続き事業の周知に努め、看護職員の復職と病院の人材確保を支援してまいります。</p> <p><b>産業労働部 観光課</b></p> <p>本県は、豊かな自然や文化財、伝統行事などの観光資源に恵まれており、また多彩な食品や民・工芸品など数多くの特産品を有しているため、身近な日帰り観光やレクリエーションの場として、たくさんの人々に親しまれています。</p> <p>今後も、アニメや産業観光、ご当地グルメなど新たな観光資源を発掘し商品化するなど、県内各地の魅力を高め、観光客の誘致や県産品の販路拡大などにより観光消費額の増加を図り、雇用創出に努めてまいります。</p> <p><b>農林部 農業支援課 森づくり課</b></p> <p>若者等の農業法人等への就業を促進し、将来の農業の担い手の確保・育成を図るため、農林水産省が実施する「農」の雇用事業を活用しながら、農業における雇用創出に取り組みます。</p> <p>【事業の概要】</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>①農業法人等において、就農希望者を雇用して実践的な技術・経営研修を行う場合、研修経費の一部（上限97,000円/人）を助成</p> <p>②①の対象となる新規就農者へ支払う、住居費・交通費等の一部（上限33,000円/人）を助成。</p> <p>※ 本県の取り組み状況（平成20年度・21年度累計）            実施農業法人等数 …27            雇用人数（研修生）…64人</p> <p>彩の国みどりの基金を活用し、浦山ダムなど6つのダム上流域の荒廃した森林を対象に、針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」に向けた整備などを実施する「水源地域の森づくり事業」や、タケやササが侵入して荒れてしまった里山や平地林を再生する「県民参加による里山・平地林再生事業」などを実施し、平成20～21年度で1,500ヘクタールを超える森林を再生しました。</p> <p>これらの事業を実施することにより、雇用の創出を図っています。</p> <p>今後も同様の事業を実施し、森林の再生と雇用の創出を図ってまいります。</p> <p><b>環境部 みどり再生課・水環境課</b></p> <p>みどりの再生では、幼稚園・保育所の園庭芝生化を進める事業で引き続き新たな雇用創出を図ってまいります。</p> <p>また、川の再生では、川の本質的な汚濁原因である生活排水を改善するため、浄化槽の整備や維持管理の適正化を進めています。浄化槽設置数の増加による浄化槽の製造・工事における雇用や、浄化槽検査数の増加による検査機関における雇用の創出を図ってまいります。</p> <p><b>県土整備部 水辺再生課</b></p> <p>川の再生は、「清流の復活」と「安らぎとにぎわいの空間創出」の2本柱で進めています。この取組は、水辺に近づけるよう遊歩道や階段護岸などを整備するもので、平成20年度から4年間で県内100箇所程度の川を再生していく予定です。この事業は、</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性						
<p><b>2. 依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、仕事と住居を失った派遣労働者など未就職者に対する就労と生活再生にむけた支援を行うこと。</b></p> <p>(1) 県が緊急雇用創出事業として設置した、非正規労働者などに対する住宅・生活相談、就職相談などを行う「埼玉県緊急求職者サポートセンター」を県内数箇所に設置し、対応力を強化すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>県は離職を余儀なくされた非正規労働者などに対する生活の安定及び再就職支援を行うため、本年3月9日に「埼玉県緊急求職者サポートセンター」を開設した。5月22日からはセンター内にハローワーク職業相談員による「職業相談・職業紹介」窓口も開設され、就職・生活・住宅などワンストップ型の総合支援体制が整い、利用者が増えている。依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、ワンストップ型の支援センターを県内に数箇所設置するなど、相談対応力の強化が望まれる。</p>	<p>比較的小規模な工事発注が中心となるため、経済投資効果の高い公共事業として県内建設業界の受注機会の拡大が見込める事業です。</p> <p>平成22年度当初予算においては、前年度比1.1倍の予算を確保いたしました。予算執行に当たっては、適切な規模での工事発注や早期の発注などにより県内建設業界の受注機会確保に最大限配慮し、県内の雇用創出に努めてまいります。</p> <p>平成22年度当初予算 水辺再生100プラン推進費</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(県土分)</td> <td style="text-align: right;">2,909,784千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">(農林分)</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">997,899千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">3,907,683千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(前年度比1.1倍)</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b></p> <p>県では、他県に先駆け昨年3月9日に「埼玉県緊急求職者サポートセンター」を設置し、離職を余儀なくされた非正規労働者の方などを対象に、就業・生活相談から職業紹介までをワンストップで支援しています。</p> <p>センターでは、昨年5月からハローワーク相談員による職業相談・職業紹介を、9月からは電話による生活相談を、さらに11月からは弁護士による労働・債務の法律相談(週2日)を開始するなど、相談機能の強化を図ってまいりました。</p> <p>このほか、さいたま市、上尾市、狭山市において、ハローワークが実施する職業相談・職業紹介と連携した生活・就業相談を実施しています。</p> <p>さいたま市では、昨年5月に、北浦和駅前に「さいたま市ふるさとハローワーク」を設置し、ハローワーク職業相談員が実施す</p>	(県土分)	2,909,784千円	(農林分)	997,899千円	計	3,907,683千円	<p>○ーB</p> <p>埼玉県緊急求職者サポートセンターと市町村による対応は評価できる。新たな施設の設置について動向を見極めたい。</p>
(県土分)	2,909,784千円							
(農林分)	997,899千円							
計	3,907,683千円							

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 仕事と住居を失った派遣労働者など未就職者に対して、住まいの確保と再就職支援を行うために、緊急宿泊場所として公共・公営住宅などの積極的な活用をはかること。また、民間施設や団体、NPOとの契約などによる緊急宿泊事業（シェルター事業）を実施すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>解雇や雇止め等によって仕事と住まいを失った派遣労働者等に対する生活再生の観点から、宿泊場所と生活資金・再就職などの一連の支援が求められるが、公共施設を活用した宿泊場所と雇用機会の提供などの取り組みを県が率先して行うとともに、各市町村においても積極的な対応をはかるよう、県としての指導や助成が求められる。</p> <p>また、政府（厚生労働省）が緊急経済対策事業の一環として実施する「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」を積極的に活用し、住まいを失い野宿生活を余儀なくされた失業者の緊急支援として、関係支援団</p>	<p>る職業相談・職業紹介と連携して、生活・就業相談を実施しています。</p> <p>上尾市では、上尾市地域職業相談室内に「生活相談窓口」を設置し、ハローワーク職業相談員が実施する職業相談・職業紹介と連携して、生活・就業相談を実施しています。</p> <p>狭山市では、狭山市内職相談室内に「離職者支援センター」を設置し、同じ建物内の狭山市地域職業相談室と連携し、生活・就業相談に応じています。</p> <p>さらに、国の平成22年度予算において、職業相談・職業紹介と生活・住宅相談等を一体的に実施する「非正規労働者総合支援センター」を全国32か所に設置する予算が盛り込まれ、県内にも1か所設置される予定となっています。</p> <p>県といたしましては、今後とも、国や関係機関と連携を図りながら、求職者の方が安定した就業を確保できるよう努めてまいります。</p> <p><b>都市整備部 住宅課</b></p> <p>派遣契約の停止や雇止め等に伴い社員寮等から退去を余儀なくされた求職者に対し、平成20年12月から3回にわたり、県営住宅、住宅供給公社賃貸住宅を一時的な住居として提供しました。</p> <p>今後の対応については経済状況等を見定め、埼玉労働局等とも十分連携して検討してまいります。</p> <p><b>福祉部 社会福祉課</b></p> <p>緊急一時宿泊事業の実施については、県内各市に働きかけを行うとともに、県においても、さいたま市内の宿泊施設を借り上げ、同事業を平成21年12月末から年度末まで実施しているところ です。</p> <p>平成22年度についても同事業の実施を予定しております。</p>	<p>○-A</p> <p>要請にもとづく対応を実施していることから本要請は完結とする。</p> <p>なお、今後の雇用情勢によっては、再要請も検討。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>体等と連携し総合相談体制を備えた「シェルター事業」の実施が望まれる。</p> <p><b>3. ものづくり基盤の強化、技能伝承の観点から、ものづくりを支える技能労働者育成にむけて、以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 多様な職種の技能検定受験促進にむけて、技能検定実施施設・設備の拡充と、認定施設の条件を整えている民間企業への技能検定実施の積極的な働きかけを行うこと。</p> <p>(2) また、技能向上をめざす受験希望者が、希望する職種でより多く受験できるよう、その環境整備を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>製造業など経営環境が厳しい中で、求められる製品の品質化、高精度化など、ものづくり現場の「人材」の育成や技能伝承が重要な課題となっている。平成20年度ものづくり白書によると、ものづくりを支える現場リーダー型技能者などの人材を確保できている事業所は半数強であるが、大企業に比べると中小企業はやや低くなっている(300人以上58%、100～299人45.8%)。</p> <p>現下の厳しい経営環境の中で、生産調整など余儀なくされている企業が多いと思われるが、将来のものづくりを支える人材の育成や定着にむけた教育訓練の機会と捉え、県は各企業に対して各種技能検定に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、実施に伴う費用の補助拡</p>	<p><b>産業労働部 産業人材育成課</b></p> <p>本県としては、ものづくりの人材育成は重要と考えており、ものづくりの現場を支える技能者の育成と技能水準の向上を図るために技能検定の受検の促進を進めています。</p> <p>技能検定の実施施設につきましては、公共施設のほか、民間企業の施設を利用して充実を図っているところですが、今後、より多くの受検希望者のニーズに対応していくため、さらに民間企業の施設提供と受検への協力が得られるように努め、受検環境の整備に努めてまいります。</p> <p><b>産業労働部 産業人材育成課</b></p> <p>技能検定の受検の促進にあたっては、さまざまな職種の受検者のニーズに合わせた受検環境を整備することが不可欠と考えており、毎年度、受検職種の見直しを行うとともに、技能検定の実施施設の確保や充実などに努めているところです。</p>	<p>○－B</p> <p>今後の受験希望者のニーズへの対応や受験環境の整備について見極めたい。</p> <p>○－B</p> <p>今後の受験希望者のニーズへの対応や受験環境の整備について見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>充、使用する設備・機械器具の補償制度を設けるなど、産業人材育成プログラムに掲げる技能検定制度の推進にむけた積極的な対応が求められる。</p> <p><b>Ⅱ. 雇用労働政策</b></p> <p><b>1. 厳しい経済状況にある県内中小企業への支援策として、中小企業融資制度の充実があげられているが、しっかりと機能することを確認すること。また企業が相談できる窓口の設置など、中小企業の存続に対してサポートできる体制で臨むこと。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>県内の中小企業の状況は産業労働部の調査からもわかるように、非常に厳しい状況である。特に資金繰りについては悪化が続いており、経営上の大きな課題となっている。県は中小企業融資制度の充実を進めてきたが、融資件数の大幅な増加が見込まれる。雇用状況を守るためには、簡素な手続きで速やかに融資されることが必要である。</p> <p>また中小企業存続のために、経営についてのアドバイスやさまざまな支援策などについて、気軽に相談できる窓口の必要性も高まっている。雇用の安定のみならず、市町村も含めた税収確保のためにも、中小企業をサポートできる体制が必要である。</p> <p><b>2. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援と</b></p>	<p><b>産業労働部 金融課</b></p> <p>県の制度融資においては、平成16年度に「スーパーサポート資金」にスコアリングシステムを導入するなど、審査の迅速化を図ってきました。</p> <p>また、平成18年には原則として第三者連帯保証人を不要とするなど、融資条件の改善を行い、手続きの簡素化も図ってきました。</p> <p>さらに、平成21年度には事前に審査を受けておくことで、必要な時に速やかに融資が受けられる「予約貸付」を創設しました。</p> <p>今後も簡素な手続きで速やかに融資が実行されるように、取り組んでまいります。</p> <p><b>産業労働部 産業支援課</b></p> <p>現在、県内各地の商工会議所、商工会では、経営全般（金融、税務、労務など）にわたるきめ細やかな相談を承っております。</p> <p>また、県では、(財)埼玉県中小企業振興公社を中小企業支援法に基づく「中小企業支援センター」に指定し、ワンストップの総合相談窓口を設けており、中小企業が抱える経営や技術などの様々な経営課題を解決するため、民間企業出身で専門的知識を有するサブマネージャーや公社職員、弁護士等がマンツーマンで対応しています。</p> <p>さらに、中小企業の経営力を向上させることにより企業の存続をサポートすべく、国の経営革新制度に基づき、新たな事業分野への進出をお手伝いしています。</p> <p>今後とも中小企業存続のために、関係機関が連携し、今まで以上に気軽に相談ができる体制作り努めるとともに、引き続き中小企業をサポートしてまいります。</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b></p>	<p>○—A</p> <p>専任者は置かないものの、関係機関の連携により中小企業をサポートすることが確認できた。また融資制度についても、今まで以上に簡素な手続きで実行できるよう取り組むことが確認できた。</p> <p>△—B</p>



要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>して就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し 高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>過去からの要請などから小中学生対象の職場体験は実施日数も増えるなど、十分な対応が図られてきた。高校生は就職をするのか、進学するのかも含め仕事観をより高めなければならない時期であり、夏休みなどの長期休暇にインターンシップなど実際の仕事を体験することが重要である。連合埼玉も構成組織を通じて、企業に受け入れの願いをしていき、広い範囲の職種で就業体験ができる状況を目指したい。広い業種で就業体験できることによって、つきたい仕事と適性について自ら体験でき離職率の低減にもつながる。</p> <p>また昨今の経済状況や保護者世代の所得格差などから、進学を断念せざるを得ない学生も増加することが考えられる。目的もなく安易にフリーターなどを選ばないように就業意識を高め、働くことの意義を深めることが重要である。</p>	<p>若年者の就業意識の醸成を図るため、ヤングキャリアセンター埼玉において、高校・大学への出前講座や、高校生対象の職場見学会などを実施しています。</p> <p>また、就職を希望する高校生を対象に企業の概況や仕事の内容を説明する合同企業説明会を実施するなど、若い人材を求める企業と正社員を希望する若者との出会いの場を提供しています。昨年7月に実施した説明会では、企業119社と高校生・教員など1,328人が参加しました。</p> <p>さらに、本年1月から3月には、就職未内定者が早期に就職できるよう緊急のセミナーを開催し、高校生の就業意識の向上や面接指導などを行いました。</p> <p>今後とも、埼玉労働局などの関係機関、産業界、教育局と連携し、若年者の就業意識を高めるための事業を積極的に実施してまいります。</p> <p><b>産業労働部 産業人材育成課</b></p> <p>将来、目的もなく安易にフリーターを選ぶことのないよう、就学期の早い段階から就業意識を高め、働くことの意義を深く理解することは重要であると認識しております。</p> <p>そこで、昨年度から、産業界・教育界と連携して立ち上げた産業人材育成プラットフォームにおいて、高校生インターンシップ等のキャリア教育の支援を行っています。</p> <p>具体的には、産業人材育成推進会議において、受け入れ側の産業界の意見を取り入れたインターンシップのマニュアル「高校生インターンシップモデルプラン」を作成しました。高校でインターンシップを導入する際の手続きや留意すべきこと等を詳細に記載してあります。このマニュアルを教育局のホームページ等で紹介し、学校現場で使用しております。</p> <p>また、高校等でインターンシップを実施する際、産業人材育成支援情報ネットワークのホームページ上で、あるいは、直接、商工会議所等と連携を取り協力企業を紹介するなど、学校現場を支援しています。特に、今年度から、埼玉県内の魅力ある地元企業の情報を公開し、就業希望者が県内の魅力ある企業を発見して就職することを促進するとともに、高校等がインターンシップ先企業</p>	<p>主旨は理解されており、策を講じているが企業の都合などもあり、県内に多い製造業でのインターンシップが少ない。また景気の影響を受け、就職先が決まらないまま卒業を向かえた生徒も多く、今年度に関しては就業支援に力をかけたものと考え。将来に向けて、再度インターンシップが定着するように連合から企業へのお願いを含めて、再度要請したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>3. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 障がい者授産施設自立支援として、県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを今以上に幅広くPRし受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても授産施設を利用するなど、率先できる体制の確立を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>法改正により県立であった障がい者授産施設は、自主運営となり厳しい運営を行っている。昨年以降の経済状況により受注の激減となり経営をさらに圧迫している。県内の授産施設はさまざまな分野の生産を行っており、印刷では少数でも受け入れているし、民間よりも安いよ</p>	<p>を広い範囲の職種で見つけることができるようにしました。</p> <p>さらに、効果的なインターンシップが行われるよう、社会に出てから多様な人たちと仕事をしていくうえで必要な力（社会人基礎力）を育成する実践例を紹介するなど支援しております。</p> <p>今後とも、将来埼玉県を支える有意な人材を育成するために、産業界・教育界と連携を密にし、対応してまいります。</p> <p><b>教育局 高校教育指導課</b></p> <p>インターンシップ（就業体験）は、高校生の望ましい勤労観・職業観を育成し、学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション能力等を向上させる上で、極めて高い教育効果をもつものと期待されており、平成20年度は県立高校98校で実施いたしました。</p> <p>教育局では、経済団体に対する就職促進要請訪問の際に、インターンシップの実施状況をお話し、所属する企業等における高校生の受け入れ等を依頼いたしました。また、産業労働部所管の「産業人材育成プラットフォーム事業」を活用し、各学校におけるインターンシップ実施の支援を行っております。</p> <p>今後とも、関係機関等との連携を深め、企業が求める人材の育成に努めるとともに、一人でも多くの高校生の就職希望が実現できるよう、就職支援を進めてまいります。</p> <p><b>福祉部 障害者自立支援課</b></p> <p>従来より、授産施設から生産能力等の情報を提供していただき、県のホームページ上で情報提供をさせていただいています。</p> <p>今年度については、①埼玉県緊急雇用基金を活用し、障がい者授産施設において、非常勤職員を雇用し、授産製品のPRや販路拡大などを行う事業の創設、②企業からの大口業務を複数の授産施設等が共同で受注するための調整を行う「障害者授産事業振興センター」の設置の支援、を行うことにしました。</p> <p>行政機関における授産製品の活用については、県庁各課及び県内市町村に対して改めてお願いしたところです。</p> <p>また、行政機関が主催等をするイベントにおいて、イベントグッズとしての授産製品の活用や障がい者授産施設の臨時売店の設置</p>	<p>△—B</p> <p>PRなど受注の支援は行われたが、行政からの発注は率先できる体制までには至っていない。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>うなこともある。これらは授産施設の自助努力であるが、PRするまでの余力がないのが実態である。授産施設の自立に向けては、授産施設の得意分野などをPRすることで、受注を増やすことが必要である。</p> <p>県や市町村も今まで以上に授産施設の製品を活用することは、同時に授産施設のPRにもつながる。率先して活用するように体制の確立が必要である。</p> <p><b>(2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。また県や市町村も障がい者就労の一つとして、在宅勤務での雇用を図ること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>通勤の必要のない在宅勤務は、障がい者にはとても働きやすい勤務形態である。また、昨今はITの普及もあり、在宅勤務の環境は整いつつある。在宅勤務を中心とした企業の誘致を県は行ってきたが、現行の企業数では在宅勤務できる人数はわずかである。業務内容からみて在宅勤務できる可能性のある企業に対して、就業支援の観点から在宅勤務の斡旋を行うことで、47都道府県で低いほうである障がい者雇用率の大幅な増加が期待できる。</p> <p>また、県や市町村の業務でも在宅勤務対応可能な仕事があると考え。率先して在宅勤務での雇用を図ることで、埼玉県の在宅勤務の認知度が上がりさまざまな企業の見本となる必要がある。</p>	<p>について働きかけを行い、販売機会の拡大に努めています。</p> <p><b>産業労働部 就業支援課</b></p> <p>在宅勤務につきましては、国が助成制度を設けて、在宅就労が進むよう支援しております。</p> <p>県でも、企業現場の就労が困難な障害者の方への支援は、重要であると考えております。</p> <p>そこで、在宅就労の助成制度についてパンフレットを作成し、職員が企業訪問する際に持参して、PRに努めております。</p> <p>さらに、平成19年度にIT関係企業を誘致して、サテライトオフィスでの就労が出来るよう支援しております。</p> <p>このサテライトオフィスでは、現在17人の障害者の方が活き活きと働いておられます。</p> <p>このような仕組みのサテライトオフィスが県内で展開できるよう、情報の提供など出来る限りの支援を行ってまいります。</p> <p><b>総務部 人事課</b></p> <p>在宅勤務については、平成20年7月に、人事院における「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」から出された報告書においても、情報漏えい防止のためのセキュリティをどうするか、必要な機器などの確保や費用分担をどうするか、勤務時間の管理や健康・安全の管理をどうするかなど在宅勤務実施上の留意事項やさまざまな課題が言及されています。これらの在宅勤務の留意事項、課題は地方自治体における障害者雇用にも同様であると考えております。</p> <p>県といたしましては、国や他の都道府県の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。</p>	<p>×—B</p> <p>在宅勤務の斡旋はPRにとどまっており、情報提供であり斡旋には至っていない。また県の雇用に関しては、課題がありすぐにはできないとの回答であるが、民間にできて行政ができない理由とはならない。</p> <p>県が在宅勤務での雇用を確保するまで要請を行いたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広くPRをすること。また特例子会社の設立などに、専門的な立場からの支援を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>県内でも知的障がい者の雇用が進んできたが、あまり知られていないのが現状である。障がい者雇用率を達成するには知的障がい者の雇用を増やさなければならない。県内の企業にとってはどのように雇用し、どのような仕事が合うのかなど未知の部分が多い。率先している県内の企業を幅広くPRすることで、県内企業の雇用への機運を高めていきたい。</p> <p>また、障がい者にとっても働き易いと言われている特例子会社の設立も増えている。今後特例子会社を設立しようとする企業が増えると考えるが、進め方などは専門的な立場からの支援がないと難しい。国の支援策なども含めて計画段階からフォローできる体制が必要である。</p>	<p><b>産業労働部 就業支援課</b></p> <p>働く障害者の方の姿を、ボランティアの県民の方にリポートしていただき、県のホームページから発信する事業を平成19年8月から進めております。</p> <p>既に、19社をリポートしておりまして、障害の種別としては、知的障害者、聴覚障害者、精神障害者など様々な障害がありながらも、一生懸命働いている方々をご紹介します。</p> <p>これからも、地道に、明るく、生き活きと働いている障害者の方を、一人でも多く、ホームページで紹介してまいります。</p> <p>また、特例子会社の設立支援につきましては、平成19年度に、埼玉県障害者雇用サポートセンターを開設し、企業に対して、具体的な障害者雇用の提案や助言を行っています。</p> <p>ここでは、実際に特例子会社を設立した経験のある人材を配置し、専門的な支援を行っています。</p> <p>その結果、同センターの支援により、現在までに6社の特例子会社が新たに設立されました。</p> <p>今後とも、一人でも多くの障害者の方が就労できるよう支援に努めてまいります。</p>	<p>〇—A</p> <p>ホームページのPRでは弱いと考えるが、必要性は理解され進めていることは評価できる。また特例子会社の設立支援は他県よりも進んでいる。</p>
<p><b>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</b></p> <p><b>1. 高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域づくりに向け以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 介護療養病床が2012年3月末において廃止されることから、利用者が行き場を失うことのないよう地域医療や居宅サービス、地域密着型サービスの充実を行うこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>日本は世界で類を見ない速さで高齢化が進展しているが、埼玉県も例外ではなく高齢化のスピードが速い。そうした状況で2012年3月末には介護療養病床が再編され制度廃止となる。再編にあたっては、利用者が混乱することなく早期に適切な転換先を整備し、移行さ</p>	<p><b>福祉部 高齢者福祉課 保健医療部 医療整備課</b></p> <p>療養病床の再編では、医療の必要性の高い方は引き続き療養病床で対応し、介護の必要性が高い方については、療養病床を介護老人保健施設等に転換して対応することとしています。</p> <p>県では、介護難民を出さないよう、県内の療養病床を有するすべての医療機関の転換意向の把握に努め、各市町村が見積った介護サービス量に基づき、転換分を含めた介護施設の整備目標を定めています。</p> <p>引き続き、円滑な転換を支援していくほか、介護老人保健施設などの受け皿づくりを進めてまいります。</p>	<p>〇—A</p> <p>市町村との連携によりスムーズに移行できるよう取り組みが進められており評価できる。</p> <p>ただし、国の方針が変更することもありえることから、その結果を見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>せなければ介護難民が発生してしまう。そこで、介護療養病床の転換状況について十分に調査し、地域医療や居宅サービスの充実を図ることが必要であると考え。</p> <p>(2) 高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割について住民に積極的に周知し、認知症等の高齢者が行うサービス事業者との契約や金銭管理等についての権利擁護システムが積極的に利用されるよう促すこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>認知症等により福祉サービスをはじめ様々な契約について判断したり、日常的な金銭管理や財産管理を行ったりすることが困難な高齢者が多数存在する。さらに高齢者をターゲットにした振り込め詐欺や悪徳商法から高齢者を守るためにも成年後見人制度などを権利擁護のためのシステムの確立が必要であると考え。</p>	<p>また、地域医療につきましても、かかりつけ医機能を中心とした日常的な医療を基盤としながら、必要なときに機能分化した地域の医療機関などが役割を分担して、切れ目のない医療の提供を目指してまいります。</p> <p>今後とも、介護療養病床を退院された方が行き場を失うことのないよう、市町村と連携して地域医療、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めてまいります。</p> <p>※ なお、長妻厚生労働大臣は、介護療養病床の廃止について改めて検証を行う考えを示しています。</p> <p>この結果を踏まえて今後の方針を決定することですので、引き続き国の動向を注視しながら対応してまいります。</p> <p><b>福祉部 高齢者福祉課</b></p> <p>高齢者虐待防止については、市町村と共催した県民向けセミナー、施設従事者向けセミナー、県政出前講座などを通し、高齢者虐待防止の意識啓発活動を推進するとともに、高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割などを周知しており、今後とも一層の周知に努めます。</p> <p>また、県では、認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に家庭に伺う「福祉サービス利用援助事業」を行う社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に対し、事業費等の補助を行っております(国庫補助事業)。</p> <p>この事業は、福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続き援助、日常的な金銭管理等となっておりますが、その利便性に配慮し、今年度から県内の全市町村の社会福祉協議会で実施されております。</p> <p>なお、埼玉県社会福祉協議会では認知症高齢者及び知的障害者等の権利擁護や権利行使に関する支援事業を行っており、県ではその事業費の補助も行ってまいります。</p> <p>事業内容としては、弁護士等専門家による権利擁護専門相談、権利侵害の防止及び救済等となっております。</p> <p>今後とも、成年後見制度も含めた権利擁護の各種サービス事業や</p>	<p>○-A</p> <p>各種セミナー等の開催や啓発活動を実施、また県社協との連携や財政補助も行っており評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 要介護者の家族のみならず、障がい者の家族や子育て期の親を対象とする相談員事業の拡充と相談員の資質向上に取り組み、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制を整備すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>家族を介護する人の多くが様々な悩みを抱えている。認知症介護者の家族は心身疲労の悩みであったり、介護の初心者には介護の方法であったりする。また、介護者の家族に限らず、障がい者の家族や核家族で一人で子育てに悩む母親など多くおり、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制が望まれている。</p>	<p>権利擁護のシステムの積極的な利用のための広報等に努めてまいります。</p> <p><b>福祉部 介護保険課 障害者自立支援課 少子政策課</b></p> <p>要介護者の家族への支援についてですが、市町村では利用者の精神的なサポートなどを目的に、介護サービスを利用する方々の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う「介護相談員」の派遣等事業を実施しています（平成21年度末現在、県内191人（21市町）登録&lt;予定&gt;）。この介護相談員になるための研修（養成研修）や、スキルアップのための研修（現任研修）を県が実施主体として行っております。</p> <p>また、認知症の介護で悩んだり戸惑ったりしている家族の方々に支援するため、「認知症の人と家族の会埼玉県支部」に委託し、電話相談窓口を設置しています。</p> <p>次に障害者の家族への支援についてですが、地域生活支援事業を通し市町村の相談支援体制の整備を進めています。現在、相談支援専門員の研修を実施しておりますが、事例演習をはじめ研修内容を充実化することにより専門員の資質向上を図り、障害者が安心して相談できる体制整備づくりに努めていきます。</p> <p>また、市町村の相談支援体制の中核を担う市町村地域自立支援協議会は64市町村中60市町村で設置済みですが、アドバイザー派遣事業などを通じ残り4市町でも設置できるよう支援していきます。</p> <p>最後に、子育て期の親への支援についてですが、子育ての悩みが相談できずに孤立感や不安感を持っている親が、気軽に相談できる地域子育て支援センターを中学校区数を上回る箇所設置することを目指して整備を促進しております。</p> <p>また、地域子育て支援センターのスタッフの資質向上を図るため、「子育て支援拠点ガイドライン」を策定し、その内容を周知徹底するとともにセンター職員の研修を実施しております。</p> <p>各機関と連携を図りながら、福祉サービス利用者の家族の方々への支援体制充実に努めてまいります。</p>	<p>○－B</p> <p>障がい者および子育て期の親への支援体制については評価できるが、要介護者の家族への支援が64市町村中21市町と半数にも満たないことから、今後の推移を見極めつつ再要請を検討。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>2. 地域における医療の整備・充実に向け以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 少子化対策の一環として乳幼児医療費助成制度の拡大を促進するため適切な指導および財政的支援を行うとともに、県作成の「子ども救急ミニガイドブック」を活用してモラルハザードの防止に努めること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>乳幼児医療費助成制度については県内全ての市町村で行われている。対象となる年齢が市町村によって区別であるが、県内において格差が生じないことが望ましいと考える。また、その一方で医療費の無料化に伴い、本来家庭内で対処すべき症状の場合も病院にかかり、助成金が増加すると市町村財政を逼迫させることが予想される。そこで県で作成した子どもの急病時の対応方法を掲載した「子どもの救急ミニガイドブック」を活用するなどし、無闇に病院に駆け込むことがないよう指導することが必要と考える。</p> <p>(2) メンタルヘルスに関する相談窓口の拡充を図ること。</p>	<p><b>保健医療部 国保医療課 医療整備課</b></p> <p>本県の乳幼児医療費助成制度は、保護者の経済的負担の軽減や乳幼児の保健の向上を目的に市町村が実施しており、県は各市町村に対し補助金を交付しています。</p> <p>県では、平成20年1月から入通院とも就学前までの医療費について助成が受けられるように、対象年齢を拡大したところです。</p> <p>各市町村に対しては、今後とも実情に応じて適切な助言を行っていくとともに、更なる年齢の拡大については、総合的な子育て支援策を推進するなかで、その必要性も含め検討してまいります。</p> <p>また、小児救急は、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化(深夜化)により、診療時間を考慮しない保護者の意識があり、小児救急患者が夜間などに集中し、勤務医が疲弊するという状況が起きております。</p> <p>そこで、県では、子どもの救急時の保護者の不安解消に役立てるとともに、かかりつけ医を持つことや診療時間内に受診することの重要性について周知するために「子どもの救急ミニガイドブック」を作成し、平成20年11月から、市町村の「生後4か月までの全戸訪問」や「乳幼児健診」などを通じて配布をしています。</p> <p>このほか、「子育て関係NPO団体等の小児救急研修会への支援」として、子育て関係NPO法人や応援宣言企業などに働きかけ、保護者向けの小児救急研修会等の開催を促進するとともに、研修会等の実施に当たっては講師(小児科医、助産師等)の派遣やテキストの提供などの支援を行っています。</p> <p>さらに、「小児救急電話相談(#8000)事業」として、子どもの急病等に対する保護者の不安を解消するため、平成19年6月20日から、看護師による小児救急電話相談を実施しています。</p> <p>県といたしましては、これらの事業を通しまして、保護者に適正な受診を促してまいります。</p> <p><b>産業労働部 勤労者福祉課</b></p> <p>県では、勤労者の強いストレスや悩みの解消及び従業員の心の健</p>	<p>○-B</p> <p>「子ども救急ミニガイドブック」については市町村を通じ活用されていると評価する。また、現状の乳幼児医療費助成制度を実施する市町村に対する補助金の交付についても評価できるものの、更なる対象年齢の拡大については、「その必要性も含め検討」となっていることから、今後の推移を見極めたい。</p> <p>○-A</p> <p>県独自の対応について</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>&lt;要請の根拠&gt;  職場における人間関係やストレス、過重労働などにより心の病気になる人が増加しており、離職や最悪の場合には自殺に繋がることもある。埼玉県の上自殺者数は平成10年以降、昨年まで1400～1600人前後で推移していたが、今年度は上半期で既に971人（前年同期比139人増）と大幅な増加傾向にある。メンタルヘルスは自殺の原因の一つと考えられ、本人や家族にとっては相談窓口が身近にあることが望ましい。埼玉県では現在4箇所の相談窓口があるが、メンタルヘルスの対応には専門的な知識が必要なことから産業保険推進センターとも連携し、窓口の拡充が必要と考える。</p>	<p>健康管理に取り組む事業主等を専門家（産業カウンセラー）が援助することで、勤労者の心の健康の確保を図ることを目的に「働く人のメンタルヘルス相談」を実施しています。</p> <p>この相談は、本庁（労働相談センター）で週1回実施するほか、県内3か所（春日部市、川越市、熊谷市）の地域振興センターにおいて月1回実施しており、面談又は電話でのカウンセリングを行っています。平成20年度の相談件数は55件であり年度ごとの推移を見ると増加傾向にあります。</p> <p>このほか、県内では独立行政法人労働者健康福祉機構埼玉産業保健推進センター内の「メンタルヘルス対策支援センター（厚生労働省委託事業）」において、事業主又は事業場の産業保健スタッフや労働者・家族等のさまざまな相談に応じています。また、県内9か所の地域産業保健センターでは、従業員50人未満の小規模事業場の事業主とそこで働く労働者からのメンタルヘルスをはじめとした健康相談に応じています。</p> <p>自殺を予防する上でこのような健康相談体制を充実させることは大変重要です。県としては、埼玉産業保健推進センターをはじめとした関係機関との連携を強化し、メンタルヘルスに関する相談窓口の県民への周知を図ってまいります。</p> <p><b>保健医療部 疾病対策課</b></p> <p>精神保健福祉に関する相談については、県立精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉士、臨床心理士等による電話、来所相談を実施しています。また、平成19年1月より、うつや依存症を対象とした電子メール相談を開始し、相談者が気軽に相談ができる体制を整えています。</p> <p>地域においては、県内13カ所の全保健所において、精神保健福祉士、保健師による来所、電話、訪問による精神保健相談を実施しています。</p> <p>両機関とも、必要に応じて医療機関など専門機関の調整、紹介を行っています。</p> <p>さらに、自殺予防の観点から自殺対策緊急強化基金を利用した包括支援相談会を定期的に開催します。これは精神保健だけでなく、多重債務問題について弁護士、司法書士、生活相談等について社</p>	<p>は限界があることから、産保センターとの連携による相談体制の充実策は評価できる。埼玉県内の企業は、およそ9割が中小であるため、今後はさらに中小企業対策が望まれる。</p>



要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) 石綿（アスベスト）関連疾患の労災認定として救済されるよう、医療機関のシステム化および医師の診断技術の向上を図ること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>平成17年度から「石綿疾患研修会」が開催され、300人以上が受講している。しかし、石綿疾患の診断にはレントゲンフィルムの読影技術もさることながら患者の職歴に対する問診などが重要な判断材料となる。石綿疾患であるにもかかわらず、他の間質性肺炎などと診断されると本来労災申請できる患者が健康保険で対応せざるを得なくなる恐れがある。</p> <p><b>IV. 交通政策</b></p> <p><b>1. 環境負荷の小さい交通手段として自転車および自動二輪車の利用促進と環境整備に向け以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 車道または歩道に自転車走行帯を設置あるいは表示すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>CO2削減のためには環境負荷のない自転車や負荷の小さい自動二輪車を利用すべきである。しかし、現在の車道や歩道に自転車が大量に走行すると非常に危険な状況となることから、自転車専用の走行帯が必要である。また、自転車を利用する人も交通ルールや走行マナーをキチンと守り事故を未然に防ぐ必要がある。</p> <p>(2) 危険防止のため自転車の乗車ルールを指導すること</p>	<p>会福祉士など各職種が連携して相談に応じるものです。</p> <p>メンタルヘルスは多職種が継続的に関わっていくことが必要のため、今後も関係機関との連携を行いながら相談体制の充実を図っていきます。</p> <p><b>保健医療部 疾病対策課</b></p> <p>医師の診断技術の向上については、毎年1回、医師等を対象に研修会を開催しています。</p> <p>今年度は、県、埼玉県医師会、埼玉産業保健推進センター（独立行政法人労働者健康福祉機構）、埼玉労働基準協会連合会及び埼玉労働局の5者による共催にて開催しました。</p> <p>その際、レントゲンフィルムの読影技術の向上はもちろん、石綿による労災疾病の労災補償制度についても研修内容に含まれておりますが、さらに理解が深いものとなるよう、関係機関とともに研修内容の充実について検討してまいります。</p> <p><b>県土整備部 道路環境課</b></p> <p>本県では、既存道路において限られた道路空間を有効に活用し、自転車の走行空間を確保するための施策を進めています。</p> <p>既存道路において、車道内で自転車通行帯の整備が可能な場合は、構造物で分離した自転車道の整備や、路肩を着色した自転車レーンの整備を行ってまいります。</p> <p>歩道内で自転車と歩行者の通行部分を分離する場合は、ラインによる区分や舗装のカラー化、路面標示や標識等の設置により明確化を図ってまいります。</p> <p><b>県民生活部 防犯・交通安全課</b></p>	<p>○－B</p> <p>医師等に対する研修会の開催など、現状の取り組みについては評価するが、更なる研修内容の充実について早急に取り組む必要があることから、今後の検討状況等を見極めたい。</p> <p>○－B</p> <p>既存道路の整備状況および対応策は評価できるが、埼玉県の自転車事情を考慮すると、整備のスピードアップが望まれるので、今後の推移を見極めたい。</p> <p>○－B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>と。</p> <p>(3) 自動二輪車の駐輪場を整備すること。</p>	<p>平成21年における県内の自転車に乗っている際の交通事故死者数は39人で、20年と同数でしたが、本県は、例年、全国ワースト上位にあり、「自転車事故」は、「高齢者事故」、「交差点事故」とともに本県の重要な課題となっています。</p> <p>また、本県は、自転車が活用しやすい環境(保有台数全国第3位、保有率全国第1位、県土に占める平地の割合全国第2位)にあります。</p> <p>このため、自転車の特性にも配慮し、広報紙などを通じて交通ルールの周知を図るとともに、県警など各関係機関と連携し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者世帯訪問事業</li> <li>・ 子ども・高齢者自転車運転免許制度</li> <li>・ 街頭啓発活動</li> <li>・ 交通安全母親大会</li> <li>・ 子ども自転車教室</li> <li>・ 出張出前講座(交通安全まなび隊など)</li> </ul> <p>などで、啓発チラシ等の配布や自転車反射材使用の呼びかけ等を行い、広く県民に自転車の乗車ルールの周知を図っています。</p> <p>また、平成20年度から、自転車安全運転講習会の修了者に対して、反射材になっているステッカーを配布し、自転車に貼ってもらうことにより、受講後も自転車の安全運転に努めてもらうゴールドサイクリストステッカー作戦を展開しました。平成22年度からは、同講習会の修了者等に自転車反射材(サイドリフレクター)を配布し、自転車の事故防止を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成21年7月1日から、埼玉県道路交通法施行細則の一部改正により、携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽等を聴きながらの自転車の運転が禁止されたことから、県のホームページへの掲載や、冊子、ポスター等を配布し周知徹底を図っております。</p> <p>今後とも、あらゆる機会を通じて広く県民に対し、適正な自転車の乗車ルールの周知徹底を行い、自転車利用者のマナー向上に努めてまいります。</p> <p>都市整備部 都市計画課</p>	<p>県民に対する啓発活動については評価できる。ただし、「平成21年7月1日から、埼玉県道路交通法施行細則の一部改正により、携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽等を聴きながらの自転車の運転が禁止された」ことについてほとんどの県民が理解していない現状もあることから、更なるPRを要請したい。</p> <p>○-B</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>&lt;要請の根拠&gt;  自動二輪車を利用を促進するには駅前や商店街に自動二輪車専用の駐輪場が必要であると考える。</p> <p><b>V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策</b>  <b>1. 県民の生活系CO2排出量削減にむけた支援策として、以下の施策を講ずること。</b></p>	<p>自動二輪車の駐車場を含め、駐車場・駐輪場の整備は、市町村が民間の駐車場・駐輪場の設置状況を踏まえ、必要に応じ整備しております。</p> <p>県内の一部の市町村では、既存自動車駐車場の一部駐車スペースを自動二輪車に開放したり、また、自転車駐車場の整備に合わせ、自動二輪車の専用スペースを確保する動きも見受けられます。</p> <p>県としては、今後も自動二輪車の駐車場の整備が進むよう、市町村に対して必要な指導・助言を行ってまいります。</p> <p><b>産業労働部 商業支援課</b></p> <p>自動二輪車の駐輪場整備については、商店街が来街者の利便性を高め商店街の賑わいを創出しようと設置するものについて、県の「商店街施設整備事業補助」の対象となり、市町村を通じてその設置を支援しています。</p> <p>支援内容（補助内容）は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助方法 市町村を補助事業者とする間接補助</li> <li>2 補助対象者 商店街</li> <li>3 補助率 県1/3、市町村1/3、（商店街の自己負担1/3）</li> <li>4 補助額 下限50万円、上限1,000万円</li> <li>5 その他  (1) 駐車場や駐輪場のうち、平面式かつ自走式でないものは、補助対象は法人の商店街（商店街振興組合や事業協同組合）のみが対象です。  (2) 土地の取得費は対象とはなりません。</li> </ol>	<p>商店街への「商店街施設整備事業補助」制度については評価できるが、都内で多く見られる駅前や商店街の自動二輪車（大型車）専用のコインパーキング式駐輪場の設置を望む県民の声が多いので、更なる市町村への働きかけが必要であることから、再度内容を一部変更し再要請したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(1) 生活必需品購入で「エコ商品購入のみに使用できるポイントが貯まる」日常的な制度を導入すること。 また、エコ商品の購入時に発生するエコポイントを、そのまま当該の商品に使用できる制度への変更を国へ要請すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 米国のリーマンショック以降、日本の経済活動は停滞している。県民の所得は減少し、可処分所得が下がるなか、家計のやり繰りは非常に厳しさを増している。 家庭に対し省エネ家電への買い替えが推奨されているが、国のエコポイント制度は高額なエコ商品を購入した場合の特典となっている。生活必需品にポイントを付ける制度の導入により、日用品の購入でエコポイントが貯まり、エコ商品への買い替え意識や購買意欲が高まる。県民誰もがエコに参画できる環境を構築する必要がある。</p>	<p><b>環境部 温暖化対策課</b> 環境に配慮した行動にポイント等を付与し、これを商品購入時の割引やサービスなどと交換できる地域エコマネー制度を新たに導入する団体を対象とした助成制度を創設いたします。</p>	<p>○－A 地域エコマネー制度を新たに導入する団体を対象とした助成制度を創設することで、誰もがエコに参画できる環境整備に着手したと評価する。 ただし、エコポイントを普及する団体の育成を平行して取り組むべきである。</p>
<p>(2) 国の助成金などの終了以降も、継続して省エネ化を推進するために「エコ商品購入資金」としての低金利融資制度を設けること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 耐久消費財のエアコンや冷蔵庫などは高額商品であり、生活費からの一括支出は難しい。また、太陽光パネルやエコカーなど、国の時限的な助成制度が終了した以降も継続してエコ化を推進する必要がある。 県民生活のエコ化を支援するために、金融機関と連携した融資制度の新設が求められている。</p>	<p><b>環境部 温暖化対策課</b> 家庭部門におけるCO2排出量を効果的に抑制するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策の推進が重要な課題になると考えています。 埼玉県では温室効果ガスの大幅な排出抑制を図るため、今年度から住宅用太陽光発電の導入を支援する補助制度を開始しました。 また、太陽光パネルメーカーや住宅会社、金融機関などの関係機関が相互に連携し活動する「埼玉県ソーラー拡大協議会」を設立し、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を目指す取組を実施してまいりました。 来年度は、太陽光発電補助制度を継続し、埼玉県ソーラー拡大協議会による活動をさらに活発化させるとともに、新たな助成制度として、既存住宅の省エネ対策に対し補助金を交付する事業を開始する予定です。 県としては、県民の皆様の省エネ対策に取り組みやすい環境づくりに努めるとともに、今後も温暖化対策に有効な政策を進めてま</p>	<p>△－B 既存住宅の省エネ対策に対し補助金を交付する事業の新設は前進と評価するが、市町村では金融機関と連携した各種融資制度が存在するため、県の今後の取り組みに期待する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 省エネモニター制度を設立し、各種計測機器による「目で見えるエコライフ」を多くの家庭へ啓発・普及させること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 省エネ・節減は実感することが難しい。電気・ガス・水道等の使用量を時間単位で数値化し目に見える取り組みが必要である。 県が計測機器を貸し出し、モニター制度を実施することで、地域でのエコの取り組みが活性化し、県民に水平展開されるものとする。</p> <p><b>2. 県としてCO2排出量削減にむけて、県の施設に屋上緑化・壁面緑化・太陽光発電を積極的に導入すること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt; エコモデルを県が主導的に実施することで、県民のエコ意識向上につながる。また、屋上緑化や壁面緑化は市民団体等と連携したメンテナンス体制を構築することにより、一層地域での意識の高揚がはかれるものとする。</p>	<p>いりたいと考えています。</p> <p>なお、御要望の県民向け「エコ商品購入資金」につきましては、個人の商品購入を対象とした融資制度であると理解しております。</p> <p>これまでの融資の枠組みとは異なる制度となりますので、このような融資制度を設けるためには、県内金融機関の理解と協力が不可欠となります。</p> <p>したがって、まずは金融機関の意見を聴きながら、その実現の可能性について研究してまいりたいと存じます。</p> <p><b>環境部 温暖化対策課</b> 電気使用量を表示する省エネナビの貸出しを行い、各家庭の省エネに対する普及啓発を進めてまいります。 また、個別家庭で使用する家電製品やその使用状況を家庭訪問や調査票への記入で把握し、その家庭に適した省エネを提案する省エネ診断を行います。</p> <p><b>総務部 管財課</b> CO2排出量削減に向けた県の取組みのうち、県庁舎や地方庁舎などに関する緑化の推進及び太陽光発電の導入について回答いたします。 施設の改修にあたっては、県では、環境負荷の低減に配慮した庁舎づくり（グリーン庁舎化）を推進しています。 具体的には、省エネ効果の高い設備を導入するとともに壁面や駐車場の緑化を推進し、また、既存施設の長寿命化を図るための耐震改修などを行っています。 特に、緑化の推進として、県庁舎について、平成22年度までの耐震改修工事にあわせて壁面緑化を行う予定です。また、地方庁舎や県土整備事務所などについても、今年度に7施設の壁面緑化</p>	<p>○－A 各々の家庭に適した省エネを提案する省エネ診断の取り組みに期待する。</p> <p>△－B 県民を巻き込んだ、屋上・壁面緑化のメンテナンス体制構築について、要請の考え方を含めて再検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性																				
	<p>工事を実施することとしており、平成23年度までには約30施設の壁面緑化を行う予定です。</p> <p>また、太陽光発電については、県有施設全体で平成20年度末現在で105施設に整備され、設置総容量は1,815kWとなっています。</p> <p>これら全体の年間発電量は約180万kWhで、これは県の本庁舎で年間に使用する電力量に匹敵します。</p> <p>今後も、平成20年度に策定した「太陽光発電設備の設置ガイドライン」に基づき、太陽光発電設備について、県有施設に率先して導入していきます。</p> <p><b>教育局 財務課</b></p> <p>教育局では、平成20年度から県立学校の緑化の推進に取り組んでいます。具体的には、平成23年度までに、学校の実情に応じて、校庭の一部芝生化、屋上緑化、壁面緑化、樹木での緑化の4種類のメニューで緑化を実施してまいります。</p> <p>緑化に当たっては、芝張り、芝刈り、苗植え、収穫などの緑化整備や維持管理を生徒などが行うことにより、生徒の環境意識の向上を図っています。</p> <p>また、県立学校への太陽光発電の導入にも取り組んでおり、平成21年度には国の経済対策を活用して10校に導入いたしました。</p> <p>平成22年度につきましては、緑化を28校、太陽光発電設置を1校で実施する予定です。</p> <p>今後も、CO2排出量削減及び生徒の環境意識の啓発を図るため、緑化及び太陽光発電導入に積極的に取り組んでまいります。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>・緑化の実績と予定</p> <table border="1" data-bbox="954 1238 1805 1437"> <thead> <tr> <th></th> <th>校庭の一部芝生化</th> <th>屋上緑化</th> <th>壁面緑化</th> <th>樹木での緑化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		校庭の一部芝生化	屋上緑化	壁面緑化	樹木での緑化	20年度	3	4	2	—	21年度	10	2	8	8	22年度	9	1	10	8	
	校庭の一部芝生化	屋上緑化	壁面緑化	樹木での緑化																		
20年度	3	4	2	—																		
21年度	10	2	8	8																		
22年度	9	1	10	8																		

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>3. 新型インフルエンザをはじめとする新型伝染病発生時に対応できる総合的なマニュアルを策定すること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>今回の新型インフルエンザは新型にもかかわらず、鳥インフルエンザの対応マニュアルが使用された。</p> <p>4月のタミフル使用量は例年の使用量を大幅に超えており、この時点がパンデミックだったと分析する報道もあり、新種のウイルス検出に対応できていたか疑問が残る。保健所への通報体制から、医師間の情報の共有などを含めて、県民の安全を守る「新種対応システム」を早急に研究することが求められている。</p>	<p>※樹木での緑化は21年度からのメニュー ※平成22年度は予定</p> <p>・太陽光発電設置校（21年度） 秩父農工科学高校、進修館高校、熊谷工業高校、浦和工業高校、狭山工業高校、大宮工業高校春日部工業高校、誠和福祉高校、児玉白楊高校、越谷総合技術高校</p> <p>・太陽光発電設置予定校（22年度） 鴻巣高校</p> <p><b>保健医療部 疾病対策課</b></p> <p>今回の新型インフルエンザへの対応は、当初、埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画（H17年11月策定）に基づき対応したところでは。</p> <p>なお、今回の新型インフルエンザは、感染したとしても早めに受診・治療することで多くの方が軽症のまま回復している一方で、基礎疾患（持病）を有する方、妊娠している方など一部の方については、重症化の可能性があることから注意が必要とされています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、国及び県では、現在、従前の行動計画やWHOフェーズ6（パンデミック）に対応したレベルでの対応はせず、病原性や流行状況等を踏まえた適時必要な取組を行っているところでは。</p> <p>このほか、県では、感染症発生時の対応やまん延防止など総合的な取組を図ることを目的として「埼玉県感染症対策要綱」を定めています。これに基づき、平常時及び各種感染症の発生時の対応を行っています。</p> <p>また、県では、感染症情報センター（県衛生研究所）において、各地域の定点医療機関の協力を得て、感染症発生動向について調査を行っています。</p> <p>今後、この機能を有効に活用し、感染症の発生動向について、医療機関への情報提供に努めてまいります。</p>	<p>×－C</p> <p>新型病原体による疾患はいつ発生するかわからず、危機管理が問われている。</p> <p>国への要請を含めて、再検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>4. 非飛散性のアスベストを含有する廃材の最終処分場を県内に建設すること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>建て替えや撤去による非飛散性のアスベストを含有する建設廃材は、平成18年に中間処理場の受け入れが廃止となったが、現在、国が定めた無害化処理認定制度により認定された処理場は全国にない。</p> <p>不法投棄あるいは他の産業廃棄物に紛れ込む等による二次災害を未然に防ぐためにも、最終処分場の建設が必要と考える。</p> <p><b>5. 首都直下型大震災が休日に発生した場合の対策を策定すること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>県は前進的に首都圏帰宅困難者問題に取り組まれている。</p> <p>近年では企業が災害時の備蓄や滞留の推進などに努めているが、休日に対する課題も浮き彫りとなってきた。</p> <p>埼玉県は休日に観光・行楽や買い物などで東京へ出掛ける県民も多く、罹災時に組織対応ができない個人を対象とした災害時の取り組みについても、八都県市の防災会議への提言とあわせて、先駆的な研究を開始すべきと考える。</p>	<p>さらに、新型インフルエンザ対策行動計画及び感染症対策要綱について、適宜必要な改定を行い、病原性の程度に応じて迅速かつ柔軟な対応が図れるよう努めてまいります。</p> <p><b>環境部 産業廃棄物指導課 資源循環推進課</b></p> <p>アスベスト廃材については、その適正処理を確保するため、法令改正により平成18年10月から従来の埋立処分に加えて熔融処理や環境大臣の認定を受けて行う無害化処理という新たな処分のルートが創設されました。</p> <p>現在、無害化処理認定制度により認定された処理場はありませんが、平成21年8月17日付け環境省の報道発表によると、三重県の事業者が初の無害化処理認定申請を行ったとのことです。今後、申請の動きが本格化する可能性があります。</p> <p>また、家屋解体現場においては、アスベスト廃棄物の有無についても確認し、適正処理を指導して、不法投棄等の二次災害を未然に防ぐことに努めてまいります。</p> <p><b>危機管理防災部 消防防災課</b></p> <p>県が実施した被害想定では、東京湾北部地震が発生した場合、都内等で帰宅困難者となる県民の数は、通勤・通学者、行楽・買い物客等あわせて最大で約122万人と見込んでいます。</p> <p>このため本県では帰宅困難者対策として、八都県市で連携して災害伝言ダイヤル等安否確認方法の普及啓発や、コンビニやガソリンスタンド等と水やトイレの提供などを内容とした帰宅支援協定を締結しています。</p> <p>またこうした取り組みに加えて、本県独自で平成16年度から首都直下地震を想定した「徒歩帰宅訓練」を実施しています。</p> <p>訓練では、都内勤務者のほか行楽・買物客が被災した場合も想定しており、広く一般県民に参加を呼びかけています。また近年は、多くの県民が参加しやすいように、休日に訓練を実施しています。</p> <p>特に、今年度は民間団体と訓練を共催で実施することで、コース沿道において地域の住民等が、訓練参加者に対し水や食料の提供等を行う訓練も実施しました。</p>	<p>×－B</p> <p>無害化処理施設の現状と現状でのアスベスト処理の実態を再検証した上で、要請内容について再検討を行う。</p> <p>△－B</p> <p>行楽・買い物客等は組織的な誘導が出来ず、個人的な判断のもとで行動することとなる恐れがある。</p> <p>当該の行政・警察・消防を含めた徒歩帰宅者避難誘導訓練などについて、再検討を行う。</p>



要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>VI. 教育政策</b></p> <p><b>1. いじめ・不登校等を防止し、児童生徒一人ひとりを大切にした教育を推進するため、スクールカウンセラーの配置体制の整備・拡充と資質の向上により、教育相談体制の充実をはかること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。また、学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。</p> <p>スクールカウンセラーが相談にあたる児童生徒の相談内容は、不登校に関することが最も多いが、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等多岐にわたっている。さらに近年は、発達障害、精神疾患、リストカット等の自傷やその他の問題行動など、ますます多様な相談に対応する必要性が生じており、今や学校における相談体制において、スクールカウンセラーは不可欠な存在となっている。</p>	<p>こうした取り組みは、災害発生時には組織的に対応できない行楽・買物客等に対しても、有効な対策の一つになると考えています。</p> <p>今後はこうした訓練の成果を十分検証し「八都県市（平成22年4月1日からは九都県市）地震防災・危機管理対策部会」において提言を行うなど、必要な対策について研究を進めてまいります。</p> <p><b>教育局 生徒指導課</b></p> <p>いじめ・不登校等の防止や減少を図るため、スクールカウンセラーの配置をはじめ、市町村が配置する中学校での相談員への助成、スクールソーシャルワーカーの配置等、総合的な対策を推進しているところです。</p> <p>親や教師とは異なる立場で、臨床心理に関する専門性をもつスクールカウンセラーが、児童生徒・保護者・教職員・相談員等の相談に応じることは、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応に大いに役立つと考えています。</p> <p>本県においては、教育事務所・総合教育センターや全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱える問題の解決に努めているところです。</p> <p>また、資質の向上を図るため、スクールカウンセラー研修会を年3回実施し、緊急対応や事例研修などを実施しております。</p> <p>今後とも、いじめ・不登校等の防止のため、スクールカウンセラーの配置など、教育相談体制の充実に努めてまいります。</p>	<p>×－B</p> <p>資質向上に向けた研修会の実施については理解をするものの、他の回答内容は昨年とほぼ同様であり、新たな切り口を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>2. 教員が子ども一人ひとりに向き合える時間を確保するため、教員の増員をはかるとともに、学校および県・市町村教育委員会が、主体的かつ継続的に教員の恒常的多忙の解消に取り組むこと。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>教員の恒常的な多忙が問題視され、県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、調査・照会等の依頼縮減、会議や研修の回数・時間等の精選、調査研究事業の在り方の見直し等、教員の負担軽減策を検討・実施してきたが、抜本的な対策とはなっていない。</p> <p>わが国の子どもたちの学力は、国際的な学力調査（PISA調査）によると、全体としては上位にあるものの、「活用」に関する学力である「読解力」については、OECD平均程度まで低下していることが示されている。また、成績中位層の減少とともに低位層の増加も見られ、学力分布の分散が拡大している。</p> <p>本県の子どもたちの学力は、全国の子どもたちとほぼ同レベルにあるものの、「知識」そのものよりも、得た知識を「活用」することに課題があることが明らかになっており、教員が児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。</p> <p>教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、また、心身共に健康で意欲を持って教育活動に取り組むためにも、教員の増員をはかるとともに、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙解消に取り組まなければならない。</p> <p><b>3. 教育における機会の均等を保障し教育格差を是正するため、高校生に対する奨学金や授業料減免等について、制度の拡充をはかること。</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>保護者の経済格差が子どもの教育格差につながり、学</p>	<p><b>教育局 小中学校人事課</b></p> <p>県では、教員が子ども一人ひとりに向き合える時間を確保するため、教員の増員について、早期に次期教職員定数改善計画を策定することを国に要望をしております。</p> <p>次に、教員の多忙化を解消する取組についてですが、県では平成20年度、教育局内に「学校における多忙化解消検討委員会」を設置し、学校における事務の負担軽減や見直しについて検討してまいりました。具体的な検討項目は次の3点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する調査・照会等の縮減を図ること</li> <li>・会議や研修、行事等の精選を図ること</li> <li>・調査研究事業の在り方を見直すこと</li> </ul> <p>検討のまとめにつきましては、年度末に各教育事務所、各市町村教育委員会を通じ、各小中学校に報告いたしました。</p> <p>平成21年度は、県の検討結果を踏まえ、市町村教育委員会が実施する会議や調査等についても縮減や工夫をしていただけるよう働きかけるとともに、取組状況を把握し、特色ある取組や効果的取組等の事例については、各市町村教育委員会に情報提供したところでございます。</p> <p>県といたしましては、引き続き、教員の増員について国に要望するとともに、平成22年度は、部長級職員を長とする検討組織を設置し、中長期的な視点に立って、これまでの事務負担の軽減はもとより、教育活動全般にわたってあらゆる角度から課題を整理し、学校全体の業務の合理化・スリム化などについて、教育局を挙げて改善に取り組んでまいります。</p> <p>また、市町村教育委員会と連携し、平成21年度の取組の成果と課題を踏まえ、学校における教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保が図れるよう努めてまいります。</p> <p><b>教育局 財務課</b></p> <p>「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が国会で審議されており、平成22年4月から公立高等学校の授業料の不徴収及び私立高等学校生徒への就学支援金の支給が実施される見込みです。</p>	<p>△－B</p> <p>平成20年度・21年度の取り組みが多忙解消策として、どのような効果があったのか把握するとともに、平成22年度に設置する検討組織の取り組みについて見極めていく。</p> <p>○－A</p> <p>奨学金制度の充実については評価する。高校無償化が4月から導入されたが、教育にかかる費</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>力格差を生み出し、就学支援を受ける児童生徒は増え続けている。</p> <p>家計の教育費負担は大きな問題であり、文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査」によれば、子ども一人に学校教育を受けさせるために保護者が支出した年間の経費（学校教育費・学校給食費）は、公立中学校で約17万円、公立小学校で約10万円となっている。</p> <p>低所得世帯の教育費をめぐる状況は極めて深刻であり、家族の自助努力のみで解決できるレベルでは到底なくなっている。保護者の所得格差によって、子どもの教育機会が失われてはならず、子どもの教育の機会均等を保障する施策は地方自治体の重要な課題である。</p> <p><b>Ⅶ. 人権・男女平等政策</b></p> <p><b>1. 男女共同参画社会の実現に向けて以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 県は全市町村に男女共同参画基本法の理念にもとづく条例の制定ならびに参画計画を策定するよう働きかけること。また、策定にあたっては改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図るとともに、男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションを盛り込むよう指導すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>「男女共同参画社会基本法」では、市町村への条例制定を努力義務としているが、「男女共同参画社会」の形成に向け、地域特性に合わせた実効性のある施策を講ずるためには、国の法律のみならず、市町村行政における基本法の理念にもとづいた条例の制定と地域の特性に応じた参画計画の策定が不可欠である。</p> <p>加えて、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させるとともに、特に、雇用、起業等においては女性が男性と均等な機会の下で、安心して働き生活できるよう、</p>	<p>また、埼玉県高等学校等奨学金制度につきましては、平成22年度は貸与枠の拡大を行い、制度の充実を図っております。</p> <p><b>県民生活部 男女共同参画課</b></p> <p>男女共同参画社会実現のためには、県民に身近な市町村での男女共同参画の推進が不可欠です。そこで、県では「埼玉県男女共同参画推進プラン」（以下、県計画）の中で『市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携』を施策の基本的な方向として掲げ、市町村での条例の制定や基本計画の策定を支援しています。</p> <p>※市町村の条例策定は28、基本計画策定は65（平成21年4月1日現在）</p> <p>また県計画では、男女の就業における格差をなくすため、基本目標として『働く場における男女共同参画の推進』を掲げ、男女の均等な雇用機会と待遇の確保や女性の活用に向けた積極的格差是正措置の促進など事業者が取り組むべき基本的な方向を示しています。今後市町村の条例や計画の策定に当たっては、国、県の基本法を踏まえ策定するよう、積極的に情報提供等の支援をしていきます。</p>	<p>用は授業料だけではなく、制度導入後の影響について見極めていく。</p> <p>△一B</p> <p>埼玉県の男女共同参画社会実現のためには、市町村の基本計画や条例の策定が不可欠であり、基本計画65件は評価できるが、条例28件については、さらなる支援が必要である。また、基本計画を策定済みの約半数が平成22・23年に基本計画期間が終了することから、今後、状況を見極めつつ再要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>改正男女雇用機会均等法等の履行確保をはかると同時に、男女労働者間の格差解消を企業のポジティブ・アクションに盛り込むことが必要である。</p> <p>県は2000年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を他県に先駆けて制定し、「男女共同参画社会」の形成に向けて諸施策を展開してきたが、さらなる実効性を高めていくためには、参画計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン」の着実な実践と全市町村の協力が不可欠であり、そのためにも市町村における条例制定ならびに参画計画の策定が重要である。</p> <p><b>(2) 参画計画にもとづく施策の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画が進んでいない分野の施策を補強するとともに、その結果について県民に公表すること。</b></p> <p>さらに、政策や方針決定過程への女性の参画を促進する<b>ポジティブ・アクション</b>を盛り込み、<b>施策の実効性を高めること。</b></p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>「男女共同参画社会」の形成に向けては、行政や企業などの様々な組織において、政策や方針決定過程の場に女性の参画が必要とされている。とりわけ、公的分野での政策や方針決定過程の場においては、地域で生活している男女双方に影響を与えるため、双方の意見を反映させることが重要である。</p> <p>あらゆる分野において、女性の参画を拡大するためには、参画計画の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画の現状を客観的に把握、分析し、その結果を県民に公表する。さらに、女性の参画が進んでいない分野に焦点をあて、戦略的に取り組みを進め、施策の実効性を高めるとともに、政策や方針決定過程に女性の参画を促進する<b>ポジティブ・アクション</b>を盛り込むことが必要である。</p>	<p><b>県民生活部 男女共同参画課</b></p> <p>「埼玉県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成・公表することとされています。このため、毎年、男女共同参画に関する年次報告を作成し、一般に公表しています。</p> <p>また、政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し共に責任を負う男女共同参画社会の基盤をなすものです。このため、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」及び「埼玉県男女共同参画推進プラン」では、審議会等における女性委員の割合を、平成23年度末までに40パーセントにすることを目標に掲げ、あらゆる分野での女性の参画の拡大に努めています。</p> <p>※審議会等における女性委員の割合は33.0パーセント。(平成21年4月1日現在)</p>	<p>×－B</p> <p>県庁内で男女共同参画を率先し取り組んで欲しいという要請であるが、埼玉県の審議会における回答となっている。</p> <p>新たな視点と切り口から再要請を検討する。</p>